

生徒会総会とは…

生徒会会則第6条には次のような記載があります。

生徒総会は生徒会の最高決議機関で年2回(5月・3月)に生徒会長が招集し開催する。ただし役員会が必要と認めた場合と会員の過半数または学校議員の3分の1以上の要求があれば臨時に開催しなければならない。

今回は、新型コロナウイルスの影響で実施の方法が変更となりましたが、年2回、春と冬に総会を行うことが記されています。生徒会の活動はすべてこの会則に従って運営されています。

生徒会会則の第24条には、「本会の会費は月額100円とする。」とあります。つまり、生徒のみなさんは毎月100円、年間約1000円の生徒会費を納めているのです。そのお金を予算として各部や各委員会に割り振り、活動を行っています。

総会はいわばその報告会です。春の総会で生徒会の各組織が年間の活動計画を発表し、冬の総会でその成果報告を行います。

株を買ってもらい、そのお金で運営をする会社を株式会社と言います。会社が業績を伸ばし株の価値が上がれば、株を買った人にも利益が入ります。株主(株を買った人)からすれば、会社の未来が気になるのは当然のことですから、株式会社は、株主に対して「株主総会」を開き、事業報告や将来の展望を伝えます。会社側は株主へ会社の状態を報告する義務があるのです。株主は、会社に質問をしたりすることはもちろん、議決権(決定する権利)をもっています。



生徒会の予算が正しく使用されているか、十分な活動を行っているかを、総会の場でお互いに確認し、それぞれの活動を高め合うことが大切なのです。他の委員会や部の報告を聞いてもしかたないと思っていた人もいると思いますが、自分の所属以外の活動をよく見つめてみるのが、総会のおもしろさでもあります。

お金のことばかりではありませんが、疑問・要望・提案を出し合うことは、活動を互いに管理し合い、生徒会活動を活性化していくことにつながります。

意義を知れば、総会というものは大変有意義な活動なのです。みなさんも、生徒会の一員であることを自覚して生徒会総会に臨んでください。

小原田中学校生徒会長

吉田颯希